

令和5年第5回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和5年5月26日(金) 13時30分 開会 14時30分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
以下余白	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人	10 中原 修		12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 羽田 雄一      11 渡辺 健一      17 久保 拓也			
6. 事務局			
事務局長    宮本 則幸                      主 事    野村 亮太			

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和5年第5回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、22名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、16番 安藤委員及び18番 栗田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p>
事務局	<p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和5年4月26日に開催されました令和5年第4回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>4月27日(木)、湧別町農協芭露支所において、農用地あっせん会議が開催され、これに島田委員、久保委員が出席しております。</p> <p>5月8日(月)、コミュニティセンター1階大会議室において、農用地あっせん会議が開催され、これに松田委員、千葉委員が出席しております。</p> <p>5月18日(木)、コミュニティセンター1階大会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、渡辺委員、小崎委員が出席しております。</p> <p>本日、令和5年第5回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されております。内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人 遠軽町、●●●●さん、所有者 南兵村二区、●●●●さんです。土地の所在ですが、南兵村二区●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は1,286㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は佐藤弘朗委員、渡辺委員、吉村会長でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。</p>
議 長	<p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるものであります。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、栄町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は41,177㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年2月28日から令和5年1</p>

<p>事務局</p>	<p>1月30日までの5年間として集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年5月9日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、利用権の設定をした者、北見市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は3,650㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年7月24日から令和8年12月31日までの10年間として集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年5月22日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において、1件の許可申</p>

事務局	<p>請書が提出されております。 内容を説明いたしますので議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>番号1番。譲渡人が芭露、●●●●さん。譲受人が同じく芭露、●●●●さんです。申請地の所在ですが、芭露●●番●で面積は6,494㎡です。転用目的及び転用理由は繋ぎ牛舎、育成舎、乾燥庫及び堆肥盤建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は156,970千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料2、3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の9ページをご覧下さい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が43件、賃借権が6件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の10ページをご覧下さい。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番</p>

事務局

●外計5筆で合計面積は41,122.09㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,138,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、北見市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は4,395㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、966,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、開盛、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計5筆で合計面積は21,779㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,177,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計42筆で合計面積は611,803㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、27,842,000円でございます。

(別冊資料7～12ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。番号5番、所有権の

事務局

移転をする者は、札幌市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計14筆で合計面積は204,427㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年8月21日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、21,077,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計7筆で合計面積は89,064㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年8月18日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、8,015,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計3筆で合計面積は46,459㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年8月21日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,032,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。番号8番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計2筆で合計面積は32,606㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,075,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)



事務局

続きまして番号9番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●●番●外計3筆で合計面積は54,823㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,385,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして番号10番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●●番●外計11筆で合計面積は82,357㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月28日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,059,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号11番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、錦町、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●●番●外計4筆で合計面積は26,086㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年1月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,608,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして番号12番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、緑町、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●●番●外計4筆で合計面積は25,668㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年1月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,133,000円でございます。

事務局

(別冊資料 20 ページにより位置説明)

続きまして番号 13 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計 3 筆で合計面積は 37,709㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 5 年 5 月 26 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 5 年 10 月 30 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,090,000 円でございます。

(別冊資料 21 ページにより位置説明)

続きまして番号 14 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計 3 筆で合計面積は 89,175㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 5 年 5 月 26 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 5 年 9 月 25 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12,038,000 円でございます。

(別冊資料 22 ページにより位置説明)

続きまして番号 15 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●で面積は 23,140㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 5 年 5 月 26 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 5 年 8 月 21 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,123,000 円でございます。

(別冊資料 23 ページにより位置説明)

続きまして番号 16 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●で面積は 24,004㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 5 年 5 月 26 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 5 年 9 月 25 日となっており、土地の引渡し時期は対価

事務局

の支払日で、売買価格につきましては、3,240,000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

続きまして議案書の18ページをご覧ください。番号17番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、福島●●番●外計16筆で合計面積は230,968㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年8月21日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、18,102,000円でございます。

(別冊資料25・26ページにより位置説明)

続きまして番号18番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計5筆で合計面積は7,951㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年12月15日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、834,000円でございます。

(別冊資料27ページにより位置説明)

続きまして番号19番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計11筆で面積は64,778㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年12月15日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,563,000円でございます。

(別冊資料28・29ページにより位置説明)

続きまして番号20番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計2筆で合計面積は23,465㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

す。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年1月30日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,115,000円でございます。

(別冊資料30ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。番号21番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計32筆で合計面積は179,784㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月25日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12,664,000円でございます。

(別冊資料31～33ページにより位置説明)

続きまして番号22番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計26筆で合計面積は93,388㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月25日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,873,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。番号23番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計58筆で合計面積は250,386㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月25日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、13,452,000円でございます。

(別冊資料35～38ページにより位置説明)

続きまして議案書の16ページをご覧ください。番号24番、所有権

事務局

の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計5筆で合計面積は41,383㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,991,000円でございます。  
(別冊資料39ページにより位置説明)

続きまして議案書の17ページをご覧ください。番号25番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計11筆で合計面積は47,168㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,216,000円でございます。  
(別冊資料40ページにより位置説明)

続きまして番号26番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計10筆で合計面積は84,761.91㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年9月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,551,000円でございます。  
(別冊資料41ページにより位置説明)

続きまして番号27番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計7筆で合計面積は29,660㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年9月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,372,000円でございます。  
(別冊資料42ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号28番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計12筆で合計面積は69,058㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年9月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,524,000円でございます。

(別冊資料43ページにより位置説明)

続きまして議案書の18ページをご覧ください。番号29番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計9筆で合計面積は108,685㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年9月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、8,694,000円でございます。

(別冊資料44ページにより位置説明)

続きまして番号30番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●で面積は10,204㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年9月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、580,000円でございます。

(別冊資料45ページにより位置説明)

続きまして番号31番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計7筆で合計面積は106,407㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,818,000円でございます。

事務局

(別冊資料4 6 ページにより位置説明)

続きまして番号3 2番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●で面積は5, 1 3 0 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年8月18日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1, 0 3 2, 0 0 0円でございます。

(別冊資料4 7 ページにより位置説明)

続きまして番号3 3番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計8筆で合計面積は2 1, 5 7 8 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年3月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3, 6 9 8, 0 0 0円でございます。

(別冊資料4 8 ページにより位置説明)

続きまして番号3 4番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計7筆で合計面積は4 4, 8 0 0 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年3月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7, 3 9 2, 0 0 0円でございます。

(別冊資料4 9 ページにより位置説明)

続きまして議案書の1 9ページをご覧ください。番号3 5番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●で面積は1 5, 3 8 7 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和

事務局

6年3月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,615,000円でございます。

(別冊資料50ページにより位置説明)

続きまして番号36番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計4筆で合計面積は19,371㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,733,000円でございます。

(別冊資料51ページにより位置説明)

続きまして番号37番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計2筆で合計面積は4,941㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年1月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,087,000円でございます。

(別冊資料52ページにより位置説明)

続きまして番号38番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計14筆で合計面積は59,255㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年9月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12,001,000円でございます。

(別冊資料53・54ページにより位置説明)

続きまして番号39番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計5筆で合計面積は24,607㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑で



事務局

ございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年12月15日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,520,000円でございます。

(別冊資料55ページにより位置説明)

続きまして番号40番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は5,839㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年9月22日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,167,000円でございます。

(別冊資料56ページにより位置説明)

続きまして番号41番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は11,624㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年9月22日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,024,000円でございます。

(別冊資料57ページにより位置説明)

続きまして議案書の42ページをご覧ください。番号42番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計11筆で合計面積は27,800㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月25日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,308,000円でございます。

(別冊資料58・59ページにより位置説明)

続きまして番号43番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上富美、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上富美●●番●外計21筆

事務局

で合計面積は79,788㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年5月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,374,000円でございます。

(別冊資料60ページにより位置説明)

続きまして議案書の21ページをご覧ください。賃借権でございます番号1番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計3筆で合計面積は114,941㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年5月26日から令和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は459,000円でございます。

(別冊資料61ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計2筆で合計面積は95,406㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年5月26日から令和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は429,000円でございます。

(別冊資料62ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内で面積は4,737㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年5月26日から令和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は19,000円でございます。

(別冊資料63ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計6筆で合計面積は33,014㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成

事務局

立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年5月26日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は128,000円でございます。

(別冊資料64ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は6,963㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年5月26日から令和10年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は55,000円でございます。

(別冊資料65ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計15筆で合計面積は39,644㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年5月26日から令和15年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は237,000円でございます。

(別冊資料66ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから、議案第4号の議案についての質疑を行います。先に●●ページ●番、●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いいたします。暫時休憩します。

(●●委員退席)

休憩前に引き続き、会議を開きます。質疑ございませんか。

(なしとの声)

質疑なしと認めます。これから●●ページ●番、●●ページ●番について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

委員一同	(異議なしとの声)
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、●●ページ●番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いいたします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。</p> <p>●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、●●ページ●番、●番、●番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いいたします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)

議 長	質疑なしと認めます。これから●●ページ●番、●番、●番について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。  ●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。  (●●委員着席)  休憩前に引き続き、会議を開きます。これから、議案第4号の残りの議案について、質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。  本総会に付された議案は、すべて終了しました。これで令和5年第5回湧別町農業委員会総会を閉会します。  閉 会 14時30分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員